

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		住居確保給付金の支給の申請に対する処分
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第6条
所管部課係名		生活支援課自立支援係
審 査 基 準	関係条項	生活困窮者自立支援法第6条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	市内に居住地を有する生活困窮者のうち生活困窮者自立支援法第3条第3項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給する。
	参考事項	
	設定等年月日	令和元年8月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日間
	設定等年月日	令和元年8月1日設定（平成 年 月 日最終変更）